

出水市病院事業職員の懲戒処分の公表に関する要綱第5条の規定に基づき、公表します。

項目	内容
処分年月日	令和5年1月18日（水）
所属	出水総合医療センター事務部
職名	主幹
年齢	52歳
処分内容	停職6箇月
処分理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記職員が、令和4年9月1日（木）出水総合医療センター医事課事務所内で女性職員のスカート内を小型カメラで盗撮したとして、鹿児島県不安防止条例違反により、令和4年11月30日鹿児島地方検察庁に書類送検され、令和4年12月27日付けで罰金30万円の略式命令を受けた。</li><li>・上記職員は、1月10日、罰金30万円を納付した。</li><li>・上記職員は、処分日と同日、依願退職した。</li></ul>

**【管理者コメント】**

このたびの本市病院事業職員の鹿児島県不安防止条例違反（盗撮）事案につきましては、公立病院の職員としての信用を著しく失墜する行為であり、深くお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことが発生しないよう信頼回復に全力で取り組んでまいります。

このたびは誠に申し訳ありませんでした。

令和5年1月18日

出水市病院事業管理者 鮫島 幸二